

日本機械学会流体力学部門賞規定

平成3年9月3日制定
平成6年3月8日改正
平成8年1月26日改正
平成9年3月30日改正
1998年11月10日改正
2013年3月14日改定

〔部門賞の制定〕

1. 日本機械学会流体力学部門は学会中最大の登録者を擁し、数多くの卓越した研究者と技術者が顕著な業績をあげている。これらを正しく評価・顕彰することは部門の重要な使命であると同時に、部門の一層の発展にとって不可欠である。よって、ここに日本機械学会流体力学部門賞を設ける。

〔部門賞の対象〕

2. 部門賞は、部門に関する学術、技術、教育の分野における業績を通して、我が国の機械工学・工業の発展に寄与し、その功績が顕著な個人に贈る。

〔受賞候補者の資格〕

3. 受賞候補者は原則として日本機械学会会員とする。

〔募集方法〕

4. 公募によるものとし、推薦又は本人よりの申請による。提出は流体力学部門長宛とする。

〔選考方法〕

5. 流体力学部門技術委員長が選任し運営委員会にて承認された選考委員会が、次年度の受賞候補者を選考し、理由書を付けて技術委員長および総務委員長に報告する。受賞者の最終決定は運営委員会が行う。

〔贈賞の人数〕

6. 部門賞の受賞者は日本機械学会部門賞通則第5項に規定された人数以内とする。

〔贈賞の方法〕

7. 部門賞受賞者には、部門長名で具体的な表彰理由を記した賞状と楯を贈って表彰する。

〔贈賞の時期・場所〕

8. 贈賞は原則として年1回とし、流体力学部門の講演会において行う。

〔贈賞の報告〕

9. 部門長は、受賞者が確定しだい所定の用紙を用いて部門協議会ならびに理事会に贈賞の報告をする。

〔運営経費〕

10. 部門賞に関する諸経費は部門費より支出する。

〔規定の変更〕

11. この規定を変更しようとする時は、流体力学部門運営委員会の議を経て部門協議会ならびに理事会の承認を得なければならない。

〔その他〕

12. 部門賞の英文名称は次の通りとする。

部門賞：Fluids Engineering Award